

学校教育法施行令を遵守した不登校認定導入による市単位の中学生不登校発現予防の効果 —新規不登校発現率半減を達成した東大和市の例—

小野 昌彦*

抄 録 本研究は、市単位の系統的な不登校発現予防対策を構築することを目的として、東大和市全5中学校に学校教育法施行令を遵守した不登校認定を導入した不登校発現予防対策を適用し、その有効性と課題を検討した。不登校研究の課題として、不登校認定の曖昧さが指摘されている。東大和市全中学校長、教員を対象とした調査により不登校認定が曖昧であることが明らかになった。そこで、東大和市は、全中学校長と教員に対して、学校教育法施行令遵守の不登校認定を導入した。4年間の実施の結果、全中学校新規不登校発現率が減少し、必然的に全中学校不登校発現率が減少した。学校教育法施行令遵守の不登校認定を導入した不登校発現予防対策によって、生徒の不当な理由の欠席継続を防止できることが示された。今後の課題として、教育委員会の法令遵守と不登校認定時の個別支援計画提案システムを挙げた。

キーワード 不登校予防 学校教育法施行令 コンプライアンス 教育委員会 中学校

I はじめに

文部科学省は、平成25(2013)年12月10日に平成24(2012)年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を公表した。全国の不登校児童生徒数は、小学校では21,243人、中学校では91,446人、総数は、112,689人であった。この調査においては、不登校の定義は文部科学省による年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」⁽¹⁾を用いている。全国の不登校児童生徒総数は、5年連続での減少となったが、11万人以上

の不登校児童生徒数を維持していることは重篤な状態であるといえる。

この不登校問題は、義務教育年限の問題だけではなく、適切な対処を受けないと社会的引きこもり、ニートといった問題が生じてしまうことから、日本の社会保障制度等の根幹を揺るがす問題ともなっている。以上のことから、不登校問題は、現代で最も注目しなければならない問題であり、同時に解決しなければならない教育課題の一つといえよう。

近年、全国的に不登校減少を目的として、市町村や区の教育委員会、学校や学年単位で不登校支援体制が組まれることが多くなってきた。これらは、不登校発現防止、再登校支援、再発防止を目的として、市内全小・中学校、1中学校区内全小・中学校、1つの学年の全学級を対象とし、専門家がコンサルタントとなり、コンサルティである校長、生徒指導主事、担任に対

*宮崎大学大学院

する行動コンサルテーションといえる（例えば、小野・大橋・城・辻本・上田・吉田・芋木・大井・柳田・岡本，2002⁽²⁾；小林・小野，2005⁽³⁾；小林，2005⁽⁴⁾）。

これらの不登校研究が取り上げていない問題点の1つとして、小野（2012）⁽⁵⁾が指摘する学校現場における不登校認定手順の曖昧性がある。小野（2012）⁽⁶⁾によると、小野が、実際に不登校対策スーパーバイザーを務めた1都7県の数市の学校現場視察、研修講演を担当した全国20都府県の教育委員会情報から、現状の不登校認定は、ある児童生徒に年間10日程度の欠席日数が累積した場合、担任が家庭訪問をする等の試みが実施される。そして、該当児童生徒が年間30日以上欠席日数となった時点で、担任からの報告により自動的に不登校とされる場合がほとんどであり、その際、誰が認定責任者であるかは不明確であり、その欠席理由等も、30日以上欠席状態が経過した時点、または不登校と認定されてから関係者が過去を回想するという方法で特定しているのが現状であるとしている。

したがって、対象が不登校状態となった理由を前後の対応、文脈から客観的、直接的に特定していないことから、現状の不登校認定手順では、登校することが困難であるという妥当な欠席理由の特定は難しいといえる。この信頼性と妥当性の低い欠席理由情報を認定責任者が曖昧な状況で認定作業を実施しているのが実情であるとしている。

現状の不登校認定手順であると、以下のようない不登校事例が生じる可能性があるといえる。ある生徒が、深夜までコンピュータゲームをして睡眠時間が短くなり、朝体調不良を訴え欠席を希望した。保護者は、生徒が言うままに学校に欠席電話連絡をして欠席させた。欠席電話を受けた教員は、欠席理由不明確に関して問題視しなかった。生徒は、家庭内に滞在しても食事等が保障された。また、生徒は、生活リズムの修正等を行わなかった結果、断続的に10日程度の欠席となった。年間累積欠席7日時点で、学

校教育法施行令を遵守した校長による対応が実施されなかった。生徒は、欠席のために授業に参加していない為に、学習理解困難を生じて、学校を回避し家庭内に引きこもることから継続的不登校状態となった。

すなわち、行動論の立場からは、生徒の睡眠不足という不登校発現前条件、それに対する保護者、教員の学校を休ませるという対応が不登校誘発条件となり、さらに生徒の学習理解困難という不登校発現時条件を生じさせ、家庭内滞在の容認という不登校維持条件が生じることによって、不登校状態が慢性化していくといえる。

以上、現状の不登校認定状況からは、睡眠不足といった妥当ではない欠席理由からの怠学的ニュアンスの強い不登校が生じてしまうといえる。

このように、日本の多くの学校現場においては、不登校認定手順が曖昧であり、そのことにより欠席原因確定ができず、必然的に正確な不登校認定ができないために、怠学的欠席理由を教員が容認してしまったことによる不登校の発現防止が不可能となり、その不登校理由に対する本質的対応が実施不可能な状態となっていることが課題である。

小野（2012）⁽⁷⁾は、この課題解決のための不登校認定は、現行法令上、学校教育法施行令第20条、第21条に規定された義務を校長、教育委員会が適切に果たすことができるように、児童生徒の欠席理由を欠席の都度明らかにしておくことが望ましいとしている。

学校教育法施行令第20条、第21条においては、児童生徒の欠席扱いは、校長の義務として以下のように規定されている。第20条には、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所

の存する市町村の教育委員会に通知しなければならないと規定されている。第21条には、市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第17条第1項又は第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならないと規定されている。

したがって、不登校認定は、この学校教育法施行令に規定された校長、教育委員会の義務を適切に果たせるように、各教育委員会が現場の実態に合った手順を考案し、実施することが望ましい。

例えば、児童生徒年間累積欠席日数7日程度の段階で保護者、校長、担任、本人が面接を行い欠席理由を明らかにして、欠席理由に対応した手順を実施することにより、客観的、直接的な情報を基にした正確な不登校認定が可能となるといえる。

さらには、正確な不登校認定のためには、このような手順と対応した教員の欠席電話受付の実施が必要であるといえよう。

以上のように、日本の学校教育現場において、不登校認定が曖昧である大きな要因は、学校教育法施行令第20条、第21条の未遵守及びこの法令に対応した教員の欠席電話受付の未実施といえる。したがって、不登校認定のためには、学校現場における学校教育法施行令遵守が早急に要請される。

この学校教育法施行令第20条、第21条に規定された校長、教育委員会の義務を遂行する為、教育委員会が実態に合わせて設定する不登校認定手順は、前述の怠学的欠席理由を教員が容認してしまったことによる不登校の発現防止に効果があると考えられるが、市単位の不登校対策研究においては、検討がまったく実施されていない。

そこで、本研究においては、東大和市内全中学校を対象として、学校教育法施行令第20条及び第21条に規定された校長、教育委員会の義務

を遂行する為、教育委員会が実態に合わせて設定した不登校認定手順を導入した不登校発現予防対策を適用し、その有効性と課題を検討した。

II 方法

1 対象地域の状況と対象

東大和市は、大都市近郊のベットタウンとして急速に発展してきた新興住宅地域と農村部とが混在している市であった。人口は、約8万人であった。東大和市の公立小学校及び中学校数は、小学校10校、中学校5校の合計15校であった。東大和市の不登校児童生徒の発現率は、平成18(2006)年度は、中学校で4.45%、小学校で0.51%であった。平成19(2007)年度は、中学校で4.74%、小学校で0.62%であった⁽⁸⁾。

これは、東大和市所属の自治体、東京都における平成19(2007)年度の不登校発現率の平均、中学校3.23%、小学校0.34%を大きく上回っていた。

これらの状況から、東大和市教育委員会は不登校問題を最重点課題として不登校減少プロジェクトを実施することになった。

そこで、平成20(2008)年夏に東大和市教育委員会統括指導主事から筆者(以下、Tと略す)に市単位で不登校数を減少させるための対策助言の依頼があった。Tは、この依頼を受諾し11月末に東大和市教育委員会管理職研修において不登校対策に関する講演を実施した。平成20(2008)年度の不登校発現率は、中学校で4.33%、小学校で0.45%となった。⁽⁹⁾ Tは、平成21(2009)年度から東大和市教育委員会における不登校対策研究協力校のスーパーバイザーとして不登校減少対策を教育委員会、教員に立案、行動コンサルテーションを実施することとなった。

対象校は、平成21(2009)年度から平成24(2012)年度までの研究協力校全中学校5校であり、この中学校の全教員、全生徒が対象であった。中学校教員数は以下の通りであった。平

成21（2009）年度は122人，平成22（2010）年度は121人，平成23（2011）年度は126人，平成24（2012）年度は128人であった。また，全中学校生徒数は以下の通りであった。平成21（2009）年度は2040人，平成22（2010）年度は2049人，平成23（2011）年度は2107人，平成24（2012）年度は2141人であった。

2 不登校発現予防対策の基本手順

（1）基本プログラム：小林・加藤・小野・大場（1989）⁽¹⁰⁾を出発点として構築し，平成23（2011）年の時点で総括した小野（2011）⁽¹¹⁾の包括的支援アプローチを活用し，学校場面におけるアセスメント領域に学校教育法施行令第20条及び第21条に規定された校長，教育委員会の義務遂行，教員の欠席受付の視点を追加して対応した。

（2）不登校発現防止対策立案手順：東大和市の中学生不登校典型事例を全中学校長からTに提出してもらい，行動アセスメント，すなわち，その事例の学校環境，家庭環境の情報を収集し，不登校発現前条件，不登校発現時条件，不登校維持条件を明らかにし，支援方針を決定する作業を実施した。そして，東大和市内の中学校における典型的な不登校発現メカニズムを明らかにして対策を立案した。

（3）行動コンサルテーションの基本：行動コンサルテーションは，基本的に校長，副校長を対象として，研修，学校訪問，資料配布により実施した。

（4）介入実施状況の確認：対策実施状況を明らかにする目的で教員，管理職アンケートを実施した。

（5）評価：不登校予防の評価として，年度毎の新規不登校数及び不登校発現率を設定した。

3 中学校教員対象の欠席電話連絡対応に関する実態調査

（1）目的：東大和市全中学校教員の欠席電話受付が学校教育法施行令第20条，第21条を遵

守した形で実施されているかを明らかにすることを目的とした。

（2）対象：中学校全教員5中学校122人であった。

（3）実施時期：平成21（2009）年2月中であった。

（4）方法：アンケート調査を実施した。東大和市教育委員会から全中学校教員実施調査としてアンケート用紙を配布し回収した。

（5）調査項目：以下の質問項目に対して「はい」「いいえ」「該当無し」のいずれに当てはまるか回答を求めた。質問項目は，①欠席理由確認を毎回している，②法的に認められた理由のみ欠席を認めている，③法的に認められていない理由の欠席には保護者に対して登校促進している，④病気が理由の場合，子どもを保護者が病院に連れて行っていないければ，病院へ連れて行くように保護者に伝えている，⑤病気が理由の場合，体温測定や医師の診断結果を保護者に確認している，⑥病気で休んだ日には，医師の診断を受け，医師の指示通り安静に過ごしたか確認しているであった。

（6）調査結果と考察：回答率は，88%（107人）であった。各調査項目において「はい」と回答した教員の割合（人数）は以下の通りであった。項目①69.2%（74人），項目②53.3%（57人），項目③44.9%（48人），項目④53.3%（57人），項目⑤50.5%（54人），項目⑥40.2%（43人）であった。

この調査により，東大和市の中学校教員は，半数近くの教員が不適切な理由での欠席を認めていること，法的に認められていない理由による欠席時に教員が保護者に対して登校促進していることが少ないこと，また，生徒の病欠時の安静確認を実施している教員が少ないことが明らかになった。

4 中学校長対象の欠席対応に関する実態調査

（1）目的：ある生徒の欠席日数が年間累積7日以上となった場合，学校教育法施行令第20条及び第21条に規定されている生徒及び保護者

に対する校長、教育委員会の義務遂行、欠席対応の実施状況を明らかにすることを目的とした。

(2) 対象：東大和市中学校長5人であった。

(3) 実施時期：平成21（2009）年3月中であった。

(4) 方法：アンケート調査を実施した。教育委員会から校長に対してアンケート用紙を配布し回収した。

(5) 調査項目：以下の質問項目に対して「はい」「いいえ」「該当無し」のいずれに当てはまるか回答を求めた。項目①年間累積欠席日数が7日に達した生徒に対して、校長・保護者・本人による面談を実施している、項目②校長は①の面接時に保護者に欠席の理由を聞き、正当（不登校、病気、忌引き等）か、不当かを判断している、項目③校長が不登校（いきたくてもいけない）であると判断した場合、個別支援計画を作成して対応している、項目④校長は欠席の理由が不当だと判断した場合には、保護者にそのことを伝え出席させるように指導している、指導実施後、さらに不当な理由による欠席が続く場合には、校長は教育委員会にその旨を通知している、項目⑤校長からの通知をうけた教育委員会は保護者との話し合いを実施し、保護者に対し助言や指導を行っている、項目⑥教育委員会との話し合いの後にも不当な理由による欠席が続く場合には、教育委員会から保護者へ督促を行っている。

(6) 調査結果と考察：回答率は、100%（5人）であった。各調査項目において「はい」と回答した校長の割合（人数）は以下の通りであった。項目①0%（0人）、項目②0%（0人）、項目③80%（4人）、項目④80%（4人）、項目⑤80%（4人）、項目⑥0%（0人）であった。

以上の結果から、全中学校長は、「7日欠席面談」、「欠席理由判断」、「保護者督促」を実施していないと回答していた。東大和市の全中学校長、教育委員会は、学校教育法施行令第20条及び第21条に規定されている校長、教育委員会の義務を適切に果たしていないことが明らかに

なった。

5 行動アセスメントとしての情報統合及び不登校発現予防対策の方針と手順

以上の収集した情報及び中学校長から提出された不登校典型事例をTが分析した東大和市の不登校発現メカニズムを以下に示す。子どもが、登校の朝「いきたくない」と訴えた。それに対して、保護者が、子どもの欠席理由をよく確認せずに学校に欠席連絡をしたり、欠席させて欠席理由に対処しなかったりといった対応をした。この保護者の学校への不明確な理由の欠席電話連絡に対して、東大和市中学校の欠席電話連絡担当、例えば、学級担任、副校長が受容的対応を実施した。この繰り返して、子どもが授業不参加の為、学習困難が強まり、学校場面における不快場面が増加した。そして、子どもが休みがちになることに対して、子どもの日中の世話を焼く人を配置するなどの不登校家庭維持条件が出現して継続不登校状態となった。子どもは、家に閉じこもり、コンピュータゲーム等好みの活動を行っていた。

このような子どもの欠席状態が7日間程度継続した時点、さらには7日間以上継続した時点でも校長、教育委員会が学校教育法施行令に規定された義務の遂行を実施しないことによって、不当な欠席理由の場合であっても、校長判断の伝達、対処及び指導ができないため、不登校の発現及び維持を促進した。

以上、東大和市の中学校においては、中学校教員が学校教育法施行令第20条、第21条未遵守及びこれらの法令に規定された義務を遂行する為の欠席受付を実施していないことにより、不当な理由の欠席継続による怠学的な不登校が誘発されやすい状況となっていると考えられた。

前述の行動アセスメントの結果から、学校教育法施行令第20条、第21条に規定された義務を遂行する為、教員が保護者からの欠席電話対応を変容し、ある生徒の欠席日数年間累積7日程度経過時に校長が面接を実施することによって不登校誘発及び維持条件が変容し怠学的な不登校

は出現しないとの仮説を立てた。

そこで、東大和市の全5中学校に、この方針に則した次の手順を導入した。

(1) 欠席電話受付手順：①欠席理由を毎回必ず確認する、②病気（医師が診断したもの）や家庭の事情（忌引きなど）等、法的に認められた理由の場合のみ欠席を認める、③法的に認められた欠席理由（不安障害等による正当な理由による不登校、病気、忌引き等）以外の理由である場合には、登校する（保健室や別室登校を含む）ように保護者に伝える、④病気が理由の場合、子どもを病院に連れて行っていなければ、病院へ連れて行くように保護者に伝える、⑤病気が理由の場合、体温測定や医師の診断結果を保護者に確認する、⑥病気で休んだ日には、医師の治療を受け、医師の指示通り安静に過ごしていたかを確認する。

(2) 校長の欠席早期面接手順：①年間累積欠席日数が7日に達した児童・生徒に対して、校長・保護者・本人による面談を実施する、②校長は保護者に欠席の理由を聞き、正当（不安障害等による正当な理由による不登校、病気、忌引き等）か、不当かを判断する、③校長は、不安障害、いじめ等の正当な事由による不登校であると判断した場合には、個別支援計画の作成を指示し、その遂行を管理・監督する、④校長は欠席の理由が不当だと判断した場合には、保護者にそのことを伝え出席させるように指導する。また、教育委員会に通知する。

6 中学校に対する研修、行動コンサルテーションの実施

T及び東大和市教育委員会が、前述の欠席電話受付手順、校長の欠席早期面接手順を東大和市内全中学校教諭、校長に伝達及び介入実施指導をするために、以下の研修、行動コンサルテーションを実施した。

(1) 不登校研修状況：研修回数は、年度途中介入開始の初年度平成20（2008）年度が1回、平成21（2009）～平成22（2010）年度が2回、平成23（2011）年度が5回、平成24（2012）

年度が3回であった。研修の対象は、平成24（2012）年度以外は、中学校長5名を対象とした。生活指導主任は、平成21（2009）年度、平成23（2011）年度、平成24（2012）年度の3回対象となっていた。平成22（2010）年度に全中学校教職員研修を実施した。適応指導教室職員は、平成22（2010）年度に1回対象とした。特別支援教育コーディネーターは、平成23（2011）年度、平成24（2012）年度の2回対象とした。主幹教諭は、平成23（2011）年度、平成24（2012）年度の2回対象とした。教員以外を対象とした講演は、中学校PTA役員保護者を対象として平成21（2009）年度1回実施した。

(2) 行動コンサルテーション状況：学校訪問による校長に対するコンサルテーションは、平成21（2009）年度は、Tが訪問をして各校1回実施した。平成22（2010）年度は、3中学校を各1回ずつTが訪問して実施した。平成23（2011）年度は、年度末に全中学校をTが訪問した。平成24（2012）年度は、Tの助言を受けた統括指導主事が年3回、全中学校を訪問した。

7 介入実施状況の確認

前述の対策が提示方法通り実施されているかを確認する目的で全校長、全教員を対象としたアンケート調査を全校長に対しては、対策期間の平成23（2011）年度、平成24（2012）年度の2回、全教員に対しては、毎年度2回実施した。アンケート項目の内容は、平成21（2009）年度～平成23（2011）年度は実態調査内容と同様であった。平成24（2012）年度は、アンケート項目を以下のように短く変更して実施した。

(1) 中学校教員対象の欠席電話連絡対応に関する実態調査の質問項目：①'欠席連絡を受けた場合、欠席理由を毎回必ず確認している、②'病気が理由の場合、本人の様子（体温）や具体的な症状等を聞いている、③'家庭の事情や病気等の欠席理由以外である場合には、登校するように保護者に伝えている（不安等による不登校など、登校を促すことが適当でない）と学

校が判断したケースは除いてください。), ④' 病気で休んだ日には, その日に本人の具合を聞いたり, 明日以降の予定等を伝えたりするなど, 保護者や本人に連絡をし, 確認をしている。

(2) 中学校長対象の欠席対応に関する実態調査の質問項目: ①' 連続欠席日数が7日に達した児童・生徒に対して, 校長・保護者・本人による面接を実施している, ②' ①'の質問で, 「はい」の場合のみ, その回数をお答えください。③' 校長は面接の際保護者に欠席の理由を聞き, 正当な欠席(不安障害による不登校, 病気, 忌引き等)か, 不当な欠席か判断している。④' 校長は, 不登校であると判断した場合, 解決のために校内での対応会議を開くか, または, 関係機関との連携をおこなっている, ⑤' 校長は, 欠席の理由が不当と判断した場合には, 保護者にそのことを伝え出席させるように指導している, ⑥' ④'の指導実施後, さらに不当な理由による欠席が続く場合には校長は教育委員会にその旨を通知している。

Ⅲ 結果

1 中学校の新規不登校発現率, 新規不登校数及び不登校発現率, 不登校数(東大和市教育委員会公表確定値⁽¹²⁾)

平成21(2009)年度から東大和市教育委員会では, 新規不登校データを収集した。平成21(2009)年度, 2.87%で59人, 平成22(2010)年度は, 1.89%で37人, 平成23(2011)年度は, 1.47%で31人, 平成24(2012)年度は, 1.3%で28人であった。前述の不登校発現予防対策実施の結果, 中学校の新規不登校発現率は, 2.87%から1.3%, 新規不登校数は59人から28人となり, 新規不登校発現率55%減, 新規不登校数53%減となった。

また, 対策開始前の平成19(2007)年度は, 不登校発現率4.74%で96人であった。年度途中対策開始後の平成20(2008)年度は, 不登校発現率4.33%で不登校数86人であった。平成21(2009)年度は, 不登校発現率3.58%で不登校数78人であった。平成22(2010)年度は, 不登校発現率2.98%で61人であった。平成23(2011)年度は, 不登校発現率3.04%で不登校数64人であった。平成24(2012)年度は, 不登校発現率2.75%で不登校数59人であった。不登校発現予防対策実施の結果, 中学校の不登校発現率は, 4.74%から2.75%, 不登校数は, 96人から59人となり, 不登校発現率42%減, 不登校数39%減となった。

東大和市全中学校における不登校発現率及び新規不登校発現率の推移を図1に示す。

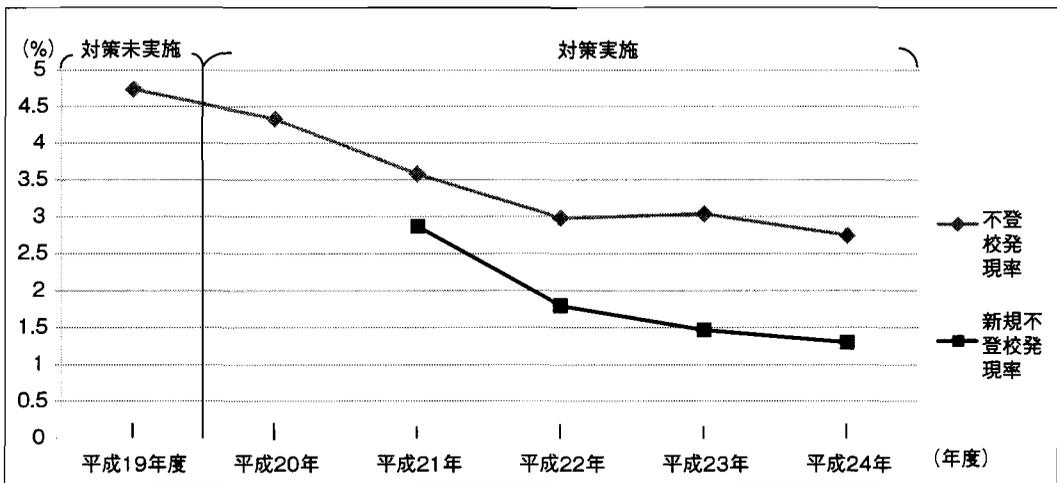


図1 東大和市全中学校における不登校発現率及び新規不登校発現率の推移

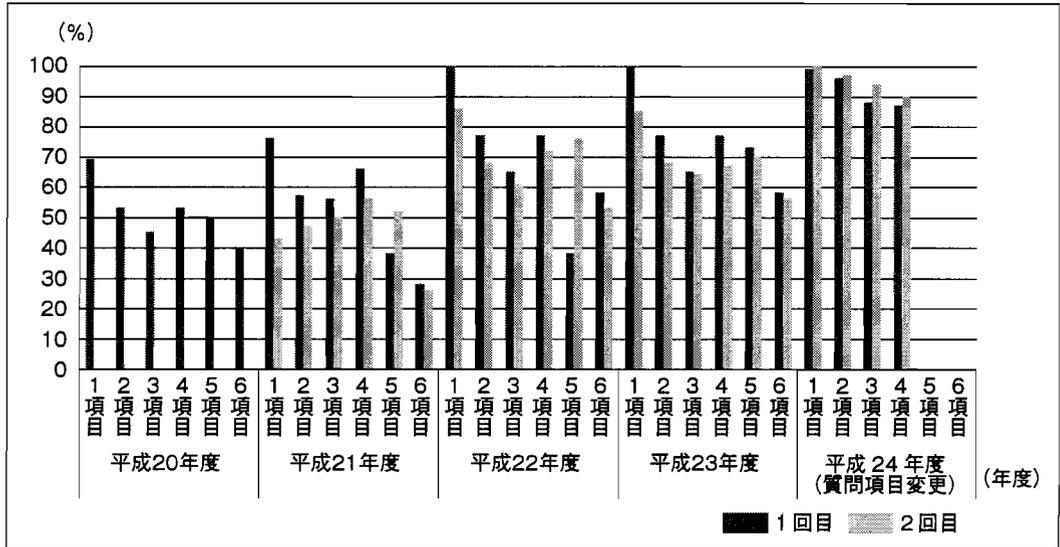


図2 東大和市全中学校教員の介入実施率の推移

2 中学校教員の介入実施率の結果と考察

回答率は、平成20（2008）年度88％、平成21（2009）年度76％、平成22（2010）年度79％、平成23（2011）年度73％、平成24年度86％であった。年度毎に質問項目毎の介入実施率（はいと回答した人数を全教員数で除したものに100をかけたもの）を実施回数に示した（図2）。

介入実施率は、平成23（2011）年度までは年度内2回目の調査実施時には1回目と比較して低下していた。

ところが、平成24（2012）年では、調査項目数の変更はあったが第1回目より、第2回目の実施率が上昇し、さらには全項目90%以上の対策実施期間中最高の実施率となっていた。この平成24（2012）年において、新規不登校発現率が実施期間中最低であった。

平成20（2008）年度の調査段階において、項目③の実施率が44.9%であったが、平成24（2012）年度の2回目（項目③'）では94%の実施率となり、法的に容認できない欠席理由時の登校促進が増加し、不登校誘発条件の減少が示された。

また、平成20（2008）年度の調査段階においては、項目⑥の実施率が40.2%であったが、平

成24（2012）年度の調査時においては、平成20（2008）年度の項目⑥'に対応する項目④'の実施率は2回目で90%となり、病欠時安静確認の増加が示され、不登校維持条件の減少が示された。

以上の調査結果より、東大和市の中学生不登校の典型例における教員の不登校誘発条件、不登校維持条件が減少したことにより、新規不登校発現率が減少したと考えられる。

3 東大和市中学校長の介入実施率の結果と考察

平成23（2011）年度、各調査項目において「はい」と回答した中学校長の割合（人数）は以下の通りであった。回答率は、100%であった。項目①60%（3人）、項目②0%（0人）、項目③80%（4人）、項目④80%（4人）、項目⑤100%（5人）、項目⑥0%（0人）であった。

平成24（2012）年度、各調査項目において「はい」と回答した中学校長の割合（人数）は以下の通りであった。回答率は、100%であった。尚、項目②'は面接回数であるので結果提示は省略した。項目①'80%（4人）、項目③'

80%（4人）、項目④' 100%（5人）、項目⑤' 60%（3人）、項目⑥' 0%（0人）であった。

以上の結果から、中学校長においては、介入実施期間内では全項目の実施率が上昇傾向にあった。

平成20（2008）年度の調査段階では、全中学校長は、質問項目①「7日欠席面談」、②「欠席理由判断」、⑥「保護者督促」に対して実施していないと回答していた。介入実施後、平成24（2012）年においては項目①' 「7日欠席面談」、項目③' 「欠席理由判断」では、80%の実施率を示しており、対応する平成20（2008）年度調査時の項目①、②の0%から大幅な向上が示されていた。

しかしながら、⑥「保護者督促」に関しては、平成23（2011）年度0%であった。平成24（2012）年度は、⑥' が0%であり、校長は、教育委員会に不当な欠席継続に関する情報提供をしておらず、必然的に保護者督促は実施されなかった。

以上のことから、「7日欠席面談」「欠席理由判断」が実施され、東大和市の中学生不登校の典型例における中学校長対応における不登校誘発条件、不登校維持条件が減少したため新規不登校発現率が減少したと考えられる。

IV 総合考察

本研究においては、東大和市内全中学校を対象として、学校教育法施行令第20条及び第21条に規定された校長、教育委員会の義務を遂行する為、典型事例の行動アセスメントに基づいて設定した不登校認定手順を導入した不登校発現予防対策を適用した。4年間の対策実施の結果、東大和市の全中学校長、全教員の不登校認定手順の実施率が高率となり、新規不登校発現率が、2.87%から1.3%、新規不登校数59人から28人となり、新規不登校発現率及び新規不登校数ともに半減した。必然的に不登校発現率も約40%減少し、不登校発現率が2.75%と所属自治体である東京都の中学校の平均不登校発現率

2.93%を下回った。

以上のことから、学校教育法施行令遵守の不登校認定を導入した不登校発現予防対策の実施は、市単位での中学校における怠学的欠席理由を教員が容認してしまったことによる不登校の発現予防に効果があることが示された。

この前例のない優れた成果は、東大和市の不登校典型事例及び教員アンケートによる情報から考えられた怠学的不登校発現メカニズムに対して的確な支援仮説を設定し、その支援仮説と学校教育法施行令に規定された校長、教育委員会の義務遂行に配慮して考案した不登校認定手順を徹底実施し、東大和市の典型的な不登校事例における教員側の不登校誘発条件、不登校維持条件が減少したことにより生じた結果であるといえよう。

今後の市単位の不登校発現予防対策の課題として2点を挙げる。

1点目は、学校教育法施行令に規定された教育委員会、校長の義務遂行の徹底実施である。東大和市の場合、教育委員会において不当な欠席理由時の督促という義務遂行が実施されていなかった。この状況の原因を明らかにすると同時に不登校対策において、教育現場をサポートする教育委員会がコンプライアンスを徹底していくことが重要な課題といえよう。

2点目は、不登校認定内容の改善である。本研究における不登校認定手順は、妥当ではない欠席理由に対する教員容認から誘発された怠学的ニュアンスの強い不登校に対して有効であった。

事例によっては、例えば、「だるさ」の訴えという怠学的な欠席理由の背景に重篤な学習の遅れ等が存在する可能性がある。このような事例の本質的問題を明らかにし、個別支援計画を作成するためのアセスメントシステムが不登校認定時に必要であるといえよう。

附記：本研究は、科学研究費補助金研究 基盤研究（C） 課題番号20530860及び課題番号23531261の補助を受けて実施いたしました。

論文発表をご承諾いただきました東京都東大和市教育委員会及び学校関係者の皆様に深く感謝申し上げます。尚、本研究のデータの一部は、日本特殊教育学会第51回大会、日本行動療法学会第38回、第39回大会において発表しました。

註

- (1) 文部科学省『学校基本調査』2013年。
- (2) 小野 昌彦・大橋 勉・城 律男・辻本雄一・上田光子・吉田初子・苅木達司・大井閑代・柳田健次・岡本真治「学校カウンセリングによる中学生不登校への再登校支援－学校・家庭・実践センターの連携システムを中心として－」『奈良教育大学教育実践総合センター紀要』11巻, 2002年, 121-127頁。
- (3) 小林正幸・小野昌彦『教師のための不登校サポートマニュアル－不登校ゼロへの挑戦－』明治図書出版, 2005年。
- (4) 小林朋子「スクールカウンセラーによる行動コンサルテーションが教師の援助行動及び児童の行動に与える影響について－周囲とのコミュニケーションが少ない不登校児童のケースから－」『教育心理学研究』53巻2号, 2005年, 263-272頁。
- (5) 小野昌彦「不登校状態を呈する発達障害の支援に関する研究動向」『特殊教育学研究』50巻3号, 2012年, 305-312頁。
- (6) 前掲(5)。
- (7) 前掲(5)。
- (8) 東大和市教育委員会『東大和市学校教育振興基本計画策定の経緯～計画の理解を深めていただくために～』2013年, 5頁。
- (9) 前掲(8)。
- (10) 小林重雄・加藤哲文・小野昌彦・大場誠紀「登校拒否治療への積極的アプローチ－行動アセスメントとその臨床例への適用－」『安田生命社会事業団研究助成論文集』24巻2号, 1989年, 61-68頁
- (11) 小野昌彦「包括的支援アプローチ適用による学校対応のまずさに深く関連した中学生不登校の再登校支援」『生徒指導学研究』10巻, 2011年, 69-77頁。
- (12) 前掲(8)。